

# 学生大会議事運営細則

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（目的）

本細則は学生大会の議事についての運営方法を定めるものであり、学生大会を民主的かつ円滑に運営することを目的とする。

### 第 2 条（未規定事項）

この細則及び学友会規約に定めていない事項で必要と認められるものは、その都度その学生大会の議決によって定めることができる。但し、その効力は当該学生大会のみとする。

### 第 3 条（学生大会成立決議について）

学生大会の参加者が定足数に満たない場合、学友会規約第十八条に伴い、議長は学生大会成立決議を行う事が出来る。之において出席者の三分の二以上の賛成が得られた場合、学生大会を成立させることができる。

### 第 4 条（学生大会の異議申し立てについて）

学生大会を本細則第 3 条によって成立させた場合、その結果を公表し、三週間の異議申し立て期間を設けなければならない。

## 第 2 章 議長団・書記団の定義及び権限

### 第 5 条（議長・書記団の構成）

学生大会に於ける議長団・書記団は次の如く定める。

- 議長団 議長一名 副議長一名
- 書記団 主席書記一名 補佐書記一名

### 第 6 条（議長団・書記団の選出）

議長団・書記団は、各学生大会において選出される。なお、選出対象は原則として、学生大会出席者とする。

出席者とは、学生大会に出席した学友会常任委員及び傍聴人を除く者のことを意味する。

### 第 7 条（仮議長について）

仮議長とは、議長団及び書記団が選出されるまでの間、学生大会の議事進行及び運営を行うものである。仮議長一名は常任委員会に於いて定められた者が之に当たる。

### 第 8 条（議長団の権限）

議長団は学生大会において、次の権限を有する。

- 議場を管理し、議場の秩序を保持する。
- 発言を許す、もしくは禁止する。
- 議場内においては本細則及び学友会規約に違反することや、議場を混乱に陥れることをする者がいた場合、その何者たるを問わず、その行為の中止又は退場を命ずることができる。
- 議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その会議を閉じる、又は中止することができる。

### 第 9 条（書記団について）

書記団は学生大会において、板書業務及び議事録作成業務を行う。

## 第 3 章 議事

### 第 10 条（発言の手続）

何びとであっても会議で発言しようとする者は挙手し、議長に発言の許可を求めて、その許可を受けなければならない。

### 第 11 条（議案についての動議）

出席者より議案についての動議が提出されて全出席者の 3 分の 1 以上の賛成があれば、議長はこれを議題に供さなければならない。

### 第 12 条（議事進行についての動議）

出席者より議事進行についての動議が上程されて、全出席者の 3 分の 1 以上の賛成があれば、他の発言に優先してこれを議題に供さなければならない。但し、一旦発言を許してからでもその発言が議事進行の発言を逸脱していると認めるときは、議長は発言を禁止すること、又は議長の権限でその動議を撤回することができる。

### 第 13 条（学生大会の採決について）

学生大会の決議は有効投票の過半数の賛成により成立する。有効投票は棄権票を除いた票とする。

### 第 14 条（一事不再理の原理）

- 一旦採決を行った議事については再び採決を行うことはできない。但し、挙手の採決にて、その結果について出席者の 3 分の 1 以上が異議を唱えたとき、採決が不明確なときのみ再度採決を行うことはこの限りではない。
- 表決の結果、一旦否決された議案については当該会議において再び議題に供することはできない。

## 第 4 章 議場の秩序維持

### 第 15 条（議場の秩序維持）

- 出席者は徒に、議場を混乱させる行為をしてはならない。
- 出席者が議場において発言を求める時は、挙手をしてこれを行う。
- 出席者が発言を許可されたときは、学籍番号と氏名を述べてから本論に入るものとする。

## 第 5 章 傍聴

### 第 16 条（傍聴人）

傍聴人は原則として議決権を有さない。

### 第 17 条（傍聴人の可否）

傍聴希望者がある時は、議長はその傍聴の可否を学生大会に於いて決議しなければならない。

### 第 18 条（傍聴人の遵守事項）

- 傍聴人は学生大会で議事の進行を妨害する行為をしてはならない。
- 傍聴人が発言を希望する場合、議長はその発言の可否を学生大会に諮らなければならない。傍聴人が発言を求めた場合には議長は学生大会に諮り過半数の賛成により発言を許可することができる。

## 第 6 章 附則

### 第 19 条（疑義）

本細則及び学友会規約に定めのない事項、又は疑義の生じた場合は議長団において解決する。

### 第 20 条（改廃）

本細則の改廃は学生大会の議決を経て学生大会で決定する。

### 第 21 条（施行期日）

本細則は令和元年 11 月 2 日より施行する。

また、本細則は次回学生大会まで有効とする。